

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

（令和元年 9 月 6 日 9 時 46 分）

- 議長（森山木の実） ただいまの出席議員は全員であります。本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布の通りであります。
日程第 1、通告による一般質問を行います。

通告の 6、片野良之議員。

- 1 信濃町における「会計年度任用職員制度」は
- 2 新しい住宅除雪支援員派遣制度への対応は
- 3 福祉灯油への対応は

議席番号 2 番・片野良之議員。

- ◆ 2 番（片野良之） おはようございます。議席番号 2 番・片野良之です。通告書にしたがって、質問をいたします。前回 6 月会議で質問した内容と重複するのですが、改めて質問させていただきます。まず、6 月会議で質問しました来年度より実施が予定されている会計年度任用職員制度について、信濃町の対応について質問をいたします。前回 6 月会議でも質問したのですが、その際の答弁で、この 9 月会議で方向性など出せればということ答弁されていたと記憶しておりますが、しかしながら今回の会議資料にはそれらに該当するものは見当たりませんでした。平成 30 年度の決算書、委託料の中に「会計年度任用職員制度支援業務」108 万円という記載がありましたが、それだけでした。総務省の資料では、多くの自治体ではこの 9 月会議で関連の対応が示される場所が多いというふうにありましたが、総務省のこの同制度の導入の目的を職員の待遇改善、諸手当の均等待遇などとしています。信濃町ではこの平成 30 年度の決算書にあった「会計年度任用職員制度支援業務」の 108 万円の支出、これがどのようなことをやったのか、そしてどのようなところでこれを検討されたのか、また、結果がどのようなになっているのかを伺いたいと思います。

- 議長（森山木の実） 横川町長。

- 町長（横川正知） おはようございます。片野議員さんから会計年度任用職員制度に関わってのご質問を頂戴しております。今お話しにございましたようにですね、国のほうでは 2020 年つまり来年度でございますが、4 月から新制度施行に向けて準備をするというようなことで、それぞれ今、各地方公共団体がその準備に取り掛かっている状況でございます。会計年度任用職員については、ご案内のようにですね、地方公務員法、また、地方自治法等々の改正によりまして、一般職の会計年度任用職員制度が新しく創設されまして、任用、そしてまた、服務規律等の整備を図ると共に、特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われ、構築されるところでございます。また、改正法の施行にあたっては、総務省からマニュアルが示されまして、全国的に統一した取り扱いをするように、通達がされているところでございます。行政にとって現在

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

非常に広範囲に渡る大きな課題でございます。これは今お話しのようにですね、町も鋭意、その施行に向けての準備を進めている段階でございます。先ほど9月というようにお話しがございましたが、今時点では12月の議会に関係条例等々について、ご審議をいただくべく努力をしているところでございます。後段の平成30年度決算における任用職員の調査といえますか、その関係については担当課長の方から申し上げさせていただきますというふうに思います。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） それでは私のほうから会計年度任用職員の支援業務の業務委託について説明をさせていただきます。この業務につきましては、平成30年度31年度にまたがった業務でありまして、先ほど町長からもありましたように、総務省からこの会計年度任用職員の業務処理のマニュアルが発出をされておりました。それに基づきまして条例、また、規則の改正の仕方、それから今現在の雇用されている皆様方の給料、また、報酬の金額がどういうふうになるか、それによってどのくらい金額が上がるかですか、そういう部分の支援をお願いをしているところであります。先ほど9月に改正条例を挙げるといって6月会議でもお話しをさせていただきましたけれども、町内で働く雇用職員が220名というような非常に大勢の職員が、雇用をされておまして、職種も非常に様々な職種がありまして、そこへの格付けをする部分を今現在も検討を進めているような状況でありまして、少し遅れておりますが、12月の会議には条例改正案を提出させていただきたいと思っております。

●議長（森山木の実） 片野良之議員。

◆2番（片野良之） はい。総務省から出ているタイムテーブル的なものが示されていると思うのですが、それから見ると現状が大変だというのは十分、分かるのですが、遅いペースではないかと思えます。是非12月会議にしっかりとしたものが出されることを希望いたします。まず、これが難しい状況なのは大人数の臨時の職員の方の待遇、給料からそういったものを含めたものの査定が大変なのだと思うのですが、もう1つ政府からの財源の明確な在りようが示されていないことも、大きな一因ではないかと思うのです。ですから、そういった部分は、町の責任ではないと思っておりますので、是非しっかりとしたものやっていたいただきたいと思います。ただ、この会計年度任用職員制度について、どのような改革であると町長はお考えでしょうか。先ほども触れていただいているのですが、もう一度、改めてこの働き方改革の概念と合わせて答弁をお願いしたいと思います。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 基本的には今この会計年度任用職員の関係についてもですね、大きくくりの中では国の働き方改革の中の1つの分野になってくるんだろうというふうに理解をしてるのですが、そういう中で従来の働き方の待遇も含めてですね、それがいい

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

いのか悪いのかということの中で、新しい制度として立ち上げて、その辺のところを改善していくと、こういう方向性だということを確認しております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） それではもう一つ続きまして、今働き方改革が求められている中で、同一労働、同一賃金、これは厚生労働省や総務省のどちらのホームページにも出てくる言葉なのですが、この取り組みについて町長はどのようにお考えかを伺いたいと思います。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 今お話しがありました同一労働、同一賃金っていうのは、まさに同じ仕事をしていてですね、その賃金に格差があるっていうことは基本的には正しい方向ではないというふうに思っています。そういった意味では、同一労働、同一賃金、細かくやるとなかなか難しい区分けが出てくるんだろうというふうに思うのですが、基本的にはまさに同じ仕事については同じ待遇をということと理解をしております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） はい。この同一労働、同一賃金というのは雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目指すものというふうに、厚生省のホームページにも出ておりましたけれども、是非その概念をしっかりと守った形で進めていただきたいと思います。次にですね、この役場内だけではなくて病院職員、水道、保育士それぞれの正職と臨時職員の数を教えていただきたいと思います。

●議長（森山木の実） 外谷場病院事務長。

■病院事務長（外谷場佳子） はい。それでは信越病院について先にお答えさせていただきたいと思います。9 月 1 日現在の職員でございますが、正規職員につきましては医師も含めて 88 名、臨時職員というか非常勤職員、正職以外の方につきましては、医師を除いておりますが、50 名という状況でございます。以上でございます。

●議長（森山木の実） 松木教育次長。

■教育次長（松木和幸） それでは、保育士関係について説明をさせていただきたいと思います。正職が 16 名、臨時が 13 名、延長保育のパートで来ていただいている方が 8 名、計 37 名となっております。あと栄養士で、管理栄養士が正職で 1 名、あと再任用の調理員が 1 名、あと臨時の調理員さんが 7 名で、9 名となりまして合計 46 名の方になります。以上です。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

●議長（森山木の実） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） はい。水道会計ですが、決算書のですね 331 ページに記載ございますが、平成 30 年度の職員の記載と本年度につきましても同じでございます。臨時職員については現在 1 名も在籍しておりません。以上です。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） 細かい数字をありがとうございます。先日それぞれこの会計年度任用職員に移行する人数がどうなるかをちょっと伺ったのですが、まだ数としては、はっきり決まっていないということだったのですが、この臨時職員の方の中で新制度に移行する方、まだ人数ははっきりしていないということだったので、人数は構わないのですが、現在の正職の方との待遇の格差というのはどのようになっているか概略的なもので構いませんので、お答えください。

●議長（森山木の実） 外谷場病院事務長。

■病院事務長（外谷場佳子） はい。それでは病院についてお答えをさせていただきたいと思います。現状、制度そのものについては現在町の総務課と合わせて一緒に準備を進めさせていただいているところではございますが、現状、病院の場合は多くの職種、医師、看護師、看護補助者、看護事務、一般事務等々いまして、それぞれ正職はご存知の通り月給で給料が支給されておりますが、非常勤の方も働き方がそれぞれございまして、フルタイム、いわゆる常勤職員と同じような勤務形態で働いている職員の方については日給、パート職員については時給での支給を基本としております。単純に比較することも難しいところもあるのですが、正職は当然月給制で各種手当、決算書にもありますが、それぞれの手当、共済組合等の加入を行っておりますし、非常勤職員につきましましては、日給で働いている方、もしくは時給でも週 20 時間以上の勤務があれば、社会保険の加入をさせていただいております。20 時間未満のパートの方につきましましては、通常扶養の範囲で働きたいというご自身の意向も結構あるところではございまして、賃金のみ支給ということになっております。なお、非常勤職員の方につきましましては、決まった手当等の支給や、当然ですが今のところ退職手当の負担というのはありません。ただ、常勤職員と同じような勤務形態で働いている方につきましましては、時間外と言うことも稀にありますので、そういう場合については割り増しを加えた時間外賃金等をお支払いをさせていただいているところでございます。以上です。

●議長（森山木の実） 松木教育次長。

■教育次長（松木和幸） はい。今病院の事務長が答えた通り、保育士についても同様でございまして、保育士の臨時職員については一般職の非常勤職員となりますので、役場で勤務されている臨時職員と同じ身分でありますので、町の条例や規則で定められている通りでございます。それで、今話にあったとおり給与形態が月額であったり、正職は

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

月額ですが、非常勤職員は月額であったり、時間給であったり、また、共済組合の加入等についても今話にあった通りでございます。また、期末勤勉手当、退職手当の支給の有無と今話にあった通りでございますので、よろしく申し上げます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） それでは労働条件について伺いますが、職員の方の年休の付与および取得率はどのようになっているのでしょうか。これは大まかでいいのですが、正職と臨時職員と分けて答弁のほうをお願いします。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） 職員の年休につきましては、正職につきまして平均ですけれども年間平均 8.3 日取得をしております。臨時職員につきましては各課で管理をしております、集計が今されていないところであります。

●議長（森山木の実） 外谷場病院事務長。

■病院事務長（外谷場佳子） はい。それでは病院についてお答えをさせていただきます。病院につきましては正規職員平均で取得率が 35.5 パーセント。臨時職員につきましては勤務形態によりそれぞれ付与される日数が異なりますが、取得率は 81 パーセントでございます。以上です。

●議長（森山木の実） 松木教育次長。

■教育次長（松木和幸） はい。それでは保育士についてご説明申し上げたいと思います。職員の年次休暇については条例等で、正職等については前年度の繰越しを含めて最大 40 日です。これはどこも同じでございます。常勤的非常勤職員は、その継続日数、月数によって変わってくるのですが、最大 10 日まで取得することが可能となっております。平成 30 年度の正職員、保育士の正職員ですね、平均付与日数が 37.1 日で取得日数が 3.9 日、で取得率が 10.5 パーセントでございます。非常勤職員は平均付与日数が 8.5 日、平均取得日数が 6.9 日になりますので、平均取得率が 81.2 パーセントという状況でございます。以上です。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 病院や保育士のほうは取得率もかなり臨時の方も高いようで、いいのではないかと思います。先ほどの役場のほうでの 8.3 日だったのでしょうか、ちょっとこれは何日のうちの 8.3 日なのか、もう一度すみませんがお願いします。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

- 総務課長（小林義之） これにつきましては年休の取得の日数を示しておりまして、平均で 8.3 日という形でございます。
- 議長（森山木の実） 片野議員。
- ◆ 2 番（片野良之） 最大取れる分母といいますか、総数は何日でしょうか。
- 議長（森山木の実） 小林総務課長。
- 総務課長（小林義之） 年間 20 日でありますけれども、繰越しが認められれば 40 日までという形となります。
- 議長（森山木の実） 片野議員。
- ◆ 2 番（片野良之） ありがとうございます。あまり休みが取れていないのかなと思うのですが、これもやっぱり業務量の割に人数が足りていないことも原因ではないかと思えます。その辺も正職の方々もきちんとした休みが取りやすくなるような形で今後やっていただければと思います。そもそも地方公務員法の大原則は、公務の運営は任期の定めない常勤職員を中心とするとなつてはいなかったのでしょうか。ところが、地方行革の名のもとに、正規職員採用の抑制、人員削減が進む中でこの限定的な非正規職員を恒常的な業務に無理やり当ててきた実態が全国にあります。自治体ごとにばらばらだった非正規職員の任用根拠や名称、労働条件を整理するため、必要に迫られたゆえの法改正だと思えますので、これはこれまで脱法状態だったもの、これを自制するための改革だと思えますが、先ほど町長もそのようなことをおっしゃっていたのですが、もう一度確認のために伺います。
- 議長（森山木の実） 横川町長。
- 町長（横川正知） いずれにしましてもですね、新しく法律が施行されるということになるわけでございますので、これ前回は申し上げたかもしれませんが、法律の趣旨に沿ってまさに的確な対応をしていきたいというふうに思います。
- 議長（森山木の実） 片野議員。
- ◆ 2 番（片野良之） 今、全国的にこの問題を調べていくと、例えば 1 日 1 分短ければもうそれで同一労働、同一賃金にはならないとか、5 分時間を短縮して待遇を変えるというふうな動きも、まああるようで、これは 3 月 28 日付けでしたでしょうか、総務省がこの条例の制定に当たって注意すべき内容として、自治体に通知しているもの、多分これはガイドラインになるんじゃないかと思うのですが、「財政上の制約を理由として、会計年度任用職員制度への必要な移行について抑制を図ることや、移行について合理的

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

な理由無く、短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは法改正の趣旨に沿わない」と指摘していると思います。この部分、私はガイドラインなんだろうと思って見ていたのですが、町としてはそこをどういうふうにお考えでしょうか。地方行革の名のもとに、職員の非正規化が進んでいたのが自治体の現状ではないでしょうか。脱法行為は犯罪だと私は思います。そのようなことが無いようにきちんとした制度運用および対応を行うことを求めますが、もう一度町長に伺いたいと思います。時間をちょっと短くして待遇を変えるとか、そういったことがないようにしていただきたいのですが、その辺の考えをお願いします。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） なるほどそういう考え方もあるのかなと改めて新しい分野の考え方を今ちょっとお聞きした気がするのですが、しかし、そういうことじゃなくてですね、やっぱり法律の目的たるものをしっかりと認識するっていうのが大事だろうと思うのですね。ですから先ほども言いましたように、その法律の趣旨にしたがって目的が達成できるように努力をさせていただくということです。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 再度お伺いしますが、県内の自治体でもかなり話が進んでいるところがあります。ただその中で、現行の待遇以下になる可能性のあるところが、いくつかあるように見受けられます。信濃町でそういうことはない、明言していただきたいのですがどうでしょうか。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 具体的にどういうふうな事象が出てくるかっていうのはまだはっきりと今の段階で見えてないわけでございます。それらを含めながらですね、これ重ねて言うようですが、法律の趣旨に則って対応するっていうのが大原則だろうというふうに思っております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） それでは12月を楽しみに、しっかりとこれからも確認させていただきたいと思います。それでは次の質問に移ります。

前回に引き続き、また新しい住宅除雪支援員派遣制度について確認いたします。新しい住宅除雪支援員派遣制度の改善された具体的な点を確認したいと思います。県では飯山市の先進的な事例を参考に、今回の制度見直しを行っています。これまで町は県の制度に基づいて対応をしているとの答弁に終始されていたのですが、飯山市などのように、先進的な考えを持って県の基準以上に福祉的対応を広げていく想いはあるのかお聞きしたいと思います。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

● 議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。それでは住宅除雪支援員派遣制度についてお答えをさせていただきますと思います。議員おっしゃいますように今年度から、県のほうで新しい制度というか、事業の拡充が行われました。その部分についてまず申し上げたいと思います。もうすでにご存知かもしれませんが、以前は住家、お住まいになられている屋根の雪降ろしが主ということでございました。これはお住まいの方の生命を守るのが原則というようなことで行われたわけですけれども、今回雪降ろしの対象作業の拡大が行われまして、日常生活の用に供する物置ですとか車庫を対象の範囲ということでも、この点が変わりました。それから生活支援的な拡充ということで、雪降ろしではなくて、玄関先の除雪を行うというようなことで、生活道路、玄関から道路まで出る間の生活道路までの部分の除雪を行えるようになりました。補助制度自体のですね、金額は以前と変わらないのですけれども、補助金額では現行で1万3000円が基準額となりまして、2分の1の県補助が付くと。また、対象世帯につきましても、今までと同じ形で住民税の非課税世帯で、自分の力で屋根の雪降ろし等が出来ない高齢者、母子・父子家庭、その他町長が必要と認める世帯というようなことになっております。今回、飯山市のお話しが出たわけですけれども、飯山市の事例の中ではそういった玄関先の除雪を先に取り入れたというようなものでございます。今回県の除雪の拡充によりまして、その部分については追加をされたわけですけれども、こちら1年度当たり1世帯7000円が上限ということで、1回1時間1000円ということになりますと、1時間やった場合7回まででその半分が県補助になると、ここの部分について信濃町の場合はこれでも間に合わない場合もあるのではないかなというふうには思いますので、この点については、県の補助はもちろん受けてやっていく形では制度設計を考えますけれども、今議員おっしゃいますように、拡充の部分が必要なのか、これは予算が伴うものですので、その点も慎重に考えながら制度を考えていきたいというふうに思っております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 福祉的な部分で対応をこれからも考えていくということなのですが、是非早く、もう涼しくなってきましたし、あと何か月もしないうちに雪の降る季節になってきてしまいます。是非早急な対応を求めたいと思います。それでですね、具体的に確認をしたいところがあるのですが、先日、特別豪雪地帯住宅除雪支援事業実施要綱の新旧対照表をいただきましたが、こちらの中にある、特に一番最後に記載されている、いわゆる、けえだしの除雪ですね、これが新たに追加されていたと思うのですが、なんとなくけえだしということで、分かりはするのですが、すみません私も出身がこっちはなく九州なものですから、いまいちよく分からない部分がありますので、具体的にどこからどこまでの範囲かというのをもう一度確認のために教えていただきたいと思っております。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。多分それぞれの住宅の造り、また、住宅から幹線道路と言えはいいんですかね、多くの方が行き来する道路までの場所かと思えます。かと言ってその1軒だけでお使いになるのか、複数の家があるところを通るのかによっても若干違うと思えますが、先ほどの対象の方がいらっしゃると思いますので、そういった対象の方とその今言った玄関先からそのお宅以外の方も使う道で生活道路と思われるところまで、今回対象にする除排雪をするべき道路かなというふうに思っております。ただ、それぞれの個々ですね、お住まいの状況等をまだ洗い出し等行われていない状況なので、その点については今後また内部で議論していきたいというふうには思っております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 特にけえだしだけではないのですが、今回いただいた資料の対照表の中で、表示的には「可」という表示になっているのですが、「屋根から下ろした雪の除排雪に伴う住家から生活道路及び住家から物置等までの除排雪」というのも新しく加わったかと思うのですが、これは物置となっていますが、これは物置や車庫も含まれるものなのでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 当然屋根から降ろした雪がですね、日常生活、先ほど言った、供する物置ですとか倉庫に行くのですね、降ろした雪が邪魔になるのであれば除排雪、今までは屋根の雪降ろしが主でしたけれども、その生活道路というか落ちたときに排雪をしていただくという作業でよろしいかと思えます。先ほど私の話したのは降雪によりまして、屋根の雪を降ろしたのではなくて、降った雪の部分で生活用道路、今住宅から道路に行くまでの物置ですとか生活用道路として、車庫まで行くというような形での道が含まれる場合もあるかと思えますが、それもその家の状況に応じて変わってくるというふうに思いますので、その辺も含めまして状況を見ながら、出来る範囲を考えていきたいというふうには思っております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 私も以前から一般質問でも本当に何度も質問してきた、また、提案してきたところで、けえだしなどの除排雪も今後は出来るということで、大変町の人たちも喜ぶと思えます。ただですね、特に柏原とか家が密集しているようなところ、降ろした雪を今度は捨てるのが本当に大変な密集している家がたくさんあると思うのですが、そういったところですね、民間の企業と言いますか、民間の業者さんをお願いしてやったら年金の半年分が飛んでしまったという声も私のところに寄せられていて、何とかしなくちゃいけない部分だと思っております。是非そういった家庭の助けになるように、何度も言いますが早急に具体的に話を進めて行っていただきたい

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

と思います。今の話を聞いているだけでも、除雪支援員の需要とといいますか、活動の場も多くなると考えられるのですが、支援員の方の賃金とといいますかそういったものは県の基準は1万3000円というふうに先ほどおっしゃっていましたが、町では更に町単独で負担をして、もっと高い金額になっていると聞いていますが、いわゆる超過負担というのが発生しているわけですね。こういったことを考えても早めに予算的な措置ですとか、そういったもの、それから人員確保のための募集、そういったものを本当に早くやらなくてはいけないんじゃないかと思うのですが、その辺は具体的にはいつまでに出される予定か決まっていればお答えください。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。住宅除雪支援員さんの募集につきましては9月広報に、募集告知をさせていただきました。その中で1時間2125円、8時間にしますと町の場合1万7000円の雪おろしの賃金になると、県よりも町のほうが上回っている部分がありますので、それについては町単独の部分が加わっております。今回は以前と同じ形で、今のところ募集はかけておりますが、新たな生活道路の除雪作業等は、屋根の上に登るような危険度は少ないかと思っておりますので、そういった除雪支援員さんにももちろん協力をお願いしていければと思っておりますが、また違う形で普段から除雪をしていただける方が募集出来ればというような形では考えております。これにつきましても、民生委員会を通じたりとか、様々な機関にお願いをする中で、進めていきたいと思っております。予算につきましては、当初の支援員部分につきましては年度当初に予算立てをしておりますので、今回新たに加わった分の生活路排雪、除雪については、またその状況を見ながら、補正等で組んでいければというふうには考えております。以上です。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 雪のために転出する必要の無い町にすることは、移住定住促進にも繋がる大切な福祉的な対応だと思います。更に進んだ対応を町に提案して次の質問に移ります。

最後の質問になりますが、これも前回も取り上げています福祉灯油への対応についての質問です。うんざりされるでしょうがもうしばらくお願いします。来月から消費税が10パーセントに上がろうとしています。ただでさえ世間の経済状況は良くなっているとは実感できない状況ではないでしょうか。以前に見られた増税前の駆け込み需要と呼ばれるものも、芳しくないテレビなどでの報道でやっています。そのように市場が冷え込んでいる中で、中東情勢、それから米中の貿易摩擦、そういったことも考えて世界情勢はどんどん混沌を深めています。灯油の価格も本当にどういうふうになっていくかわかりません。前回の質問で町長の方からも、灯油の市場価格をチェックしながら様子を見るように担当部署に指示を出してあるというふうに答弁いただいておりますが、大体この金額が目安に達したらというか、超えたらという話にはなるのでしょうか、大体何月から何月の間が対象としての期間に該当するのでしょうか。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 9 月会議 会議録（4 日目）

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 福祉灯油という言い方をされておりますけれども、なんと申しますか、急激な価格変動に伴う灯油代の補助ということでございます。これは前にも何回か、町としても対応させていただき、あるいは町としてもですね、財源補償したという経過もありました。それで、これ今議員さんからいつからいつまでを対象にするんだと言うお話しですが、まさにその価格がどういうふうになっていくのかっていうことだと思うのです。ですから、なかなかその価格変動がどういうふうな市場の中で動きをするのかっていうのもですね、しっかりと見極めつつ対応しなきゃいけないということだと思うのです。ですから、今の段階でおっしゃるように、これは何月から何月まで対象にしますよって言うことは、今の段階で言えることではないというふうに私は思っています。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 町長のおっしゃることも、もっともだと思います。ただですね、住民福祉の充実という部分で考えると、何月から何月までが対象とは言えなくても、その状況によって以前よりもっと柔軟な対応が出来ないものかと思えます。県の方針も除雪、除排雪だけではなく、福祉的な視点での行政に移行してきています。是非、信濃町でもこれまで以上に、住民に寄り添った福祉的で現実的な対応を実行することを強く求めまして、私の一般質問を終わります。

●議長（森山木の実） 以上で片野良之議員の一般質問を終わります。この際 10 時 40 分まで休憩といたします。

（終了 午前 10 時 28 分）